

## 制 裁 に 係 る 公 示

本会は、制裁規程第9条第2項に基づき、平成21年12月18日付けにて下記のとおり制裁を行ったので、同規程第11条の規定により公示する。

### 記

1. 会 員 名      タイコム証券株式会社
2. 制裁の内容      過怠金    2, 500万円
3. 制裁の理由
  - (1) 商品取引責任準備金の積立て等に関する規則第8条第1項に違反して、数回にわたり商品取引責任準備金を取り崩していたこと。
  - (2) 同規則第12条第1項に基づいて商品取引責任準備金の残高を本会に預託するよう指示を受けたにもかかわらず、同条第2項に違反して預託しなかったこと。

平成21年12月18日

日本商品先物取引協会